

都 道 府 県 }  
水質汚濁防止法政令市 } 水環境保全担当課室 御中

環境省水・大気環境局水環境課  
閉鎖性海域対策室

「海域のヘルシープラン（海域の物質循環健全化計画）策定の手引き」  
の送付について

水環境行政の推進については、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、閉鎖性海域において高度経済成長期に問題となった著しい水質汚濁は、排水規制や総量削減等の実施により改善傾向にあり、環境基準達成率も向上しているところです。一方で、依然として赤潮や貧酸素水塊が発生することで魚類がへい死したり、ノリの色落ちが生ずるといった水産被害が発生するなどの問題を抱える海域も存在しています。

これらの要因として、埋立て等による生物の生息・生育場の減少や、溶存無機態窒素の偏在などが考えられたため、湾・灘単位の個々の海域及び周辺陸域をモデル地域として設定し、詳細な現地調査、地域関係者を交えた具体的な改善方策の検討等を実施することにより、モデル地域に応じた具体的な改善方策を導き出しました。また、その検討手法、ノウハウ等を整理した「海域のヘルシープラン策定の手引き」を取りまとめましたので下記のとおりお送りします。

今般、モデル地域として設定された海域以外でも、上記のような問題を抱える海域においては、本手引きを参考にその解決策を検討いただき、地域の意向を踏まえて実施いただきますようお願いいたします。

なお、ヘルシープランを策定した場合は、当該プラン及びその後の実施状況、効果の有無等のモニタリングデータを環境省に提供いただきますようお願いいたします。

記

1 送付内容

- (1) 「海域のヘルシープラン策定の手引き」の概要
- (2) モデル地域検討で策定された「播磨灘北東部地域ヘルシープラン」及び「三河湾ヘルシープラン」の各概要

※ 各書の本編については環境省 HP からダウンロードすることができます。

<http://www.env.go.jp/water/heisa/healthyplan.html>

海域ヘルシープラン

検索

## 2 参考

### (1) ヘルシープラン（海域の物質循環健全化計画）について

ヘルシープランとは、陸域及び海域が一体となった窒素、りん等の栄養塩類の循環の健全化の達成のため、実施すべき地域に応じた具体的な方策を取りまとめたものを指し、方策の実施による効果、方策の実施体制等も盛り込まれます。

### (2) 海域の物質循環健全化計画検討事業について

平成 22～24 年度の 3 か年で、播磨灘北東部地域（兵庫県）、三河湾地域（愛知県）においてモデル的にヘルシープランの策定を行うとともに、その検討結果、ノウハウ等を盛り込んだ手引きを作成したところです。

三津湾地域（広島県）における検討は、平成 25 年度末をもって完了する予定であり、本検討結果を踏まえて「海域のヘルシープラン策定の手引き」を改訂する予定です。

## 3 その他

手引き等の活用を検討される場合、ご不明の点がある場合等は下記担当までご連絡ください。

### 【事務担当】

環境省水・大気環境局水環境課

閉鎖性海域対策室 石倉

TEL : 03-5521-8320 FAX : 03-3501-2717

E-mail : YUKI\_ISHIKURA@env.go.jp